

保護者 様

学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## インフルエンザ治癒報告書

飯田風越高等学校長 様

下記の者の疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

2 疾患名 \_\_\_\_\_ インフルエンザ

3 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜの症状がでた日） \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

4 受診した医療機関名及び受診日

\_\_\_\_\_ (受診日： \_\_\_\_\_ 年 月 日)

5 医師より療養が必要と指示された期間

\_\_\_\_\_ 年 月 日まで

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印